

消費者保護ルールの在り方に関する検討会（第 67 回）

1 日時：令和 7 年 6 月 23 日（月）15：00～15:40

2 開催形式：W e b 会議

3 出席者

○構成員

新美主査、石田構成員、北構成員、近藤構成員、長田構成員、西村構成員、森構成員

○オブザーバー

公正取引委員会、消費者庁、独立行政法人 国民生活センター、一般社団法人 電気通信事業者協会、一般社団法人 テレコムサービス協会、一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人 全国携帯電話販売代理店協会、電気通信サービス向上推進協議会

○総務省

大村電気通信事業部長、井上料金サービス課長、内藤消費者契約適正化推進室長、前田消費者契約適正化推進室課長補佐、久保田消費者契約適正化調整官

4 議事要旨

【新美主査】 定刻となりましたので、消費者保護ルールの在り方に関する検討会第 67 回会合を開催いたします。

本日は、木村構成員、黒坂構成員、平野構成員から、御都合のため御欠席との連絡をいただいております。

なお、本日の会議もウェブ方式による開催とさせていただきます。

それでは早速、議事に入りたいと存じます。本日の議題は、議事次第にございますように、消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書 2025（案）でございます。これにつきまして、事務局から御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【前田消費者契約適正化推進室課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

昨年 12 月以降、これまで御議論いただいていた内容を事務局で報告書 2025 の案としてまとめてございます。資料 1－1 が報告書の本体となっておりますけれども、大部にわた

りますので、この場では資料１－２の概要資料を基に内容を御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、１ページ目です。当検討会、昨年１２月から今期の検討を開始
いただいております、そのトピックは御案内のとおり、提供条件説明に関する利用者理
解の向上、「頭金」の状況、据置型W i - F i サービスの状況、報告書 2024 のフォローア
ップの４つでございました。

報告書本体も章ごとにそれぞれのトピックの現状と課題、これまでいただいた御意見、
ヒアリングの結果、今後の対応等を記載しているところでございます。概要資料では現状
と課題の確認と今後の対応についての御説明をさせていただきます。

では、おめくりいただいて第１章提供条件説明に関する利用者理解の向上でござい
ます。事務局において、2023 年度に総務省等に届きました苦情相談の内容を分析したところ、特
にモバイル関係について、各電気通信事業者の皆様は適切な提供条件説明、取組いただ
いているにもかかわらず、利用者がいまいち理解しないまま契約をしているといったギャ
ップが生じていることが分かったところでございます。

このギャップ解消に向けて、サービス提供者である電気通信事業者の皆様が主体とな
って、T C A の枠組みで検討を行っていただき、今回、赤点線内の取組を行うということで
御報告をいただいたところでございました。

赤点線内、まず、入り口での利用者の利用用途把握につきまして、既にM N O 各社ヒア
リングペーパー等を用いてヒアリング実施しているところですが、より利用者に寄り添
った対応をということで、各社共通の取組として、新たに利用用途を踏まえた対応の向上に
関する宣言を実施することとしてございます。

また、出口での契約内容の確認については、既存の書面から契約内容と料金が明記され
たものをピックアップしまして、契約の最後に再提示することで利用者理解の向上を図る
こととしています。

そして、さらに運用を開始した後の利用者の苦情の動向を注視しまして、利用者理解の
向上に資するさらなる対応ということで、サマリーペーパー等を引き続き検討することと
していただいております。

これを踏まえまして、当検討会として求める今後の対応（案）としましては、下に３点
記載してございます。

まず、電気通信事業者においては、報告いただいた利用用途を踏まえた対応の向上に関
する宣言、これを着実に実施するとともに、契約書面を再提示しての再説明等にも早急に

取り組むことが求められるとしてございます。

また、運用開始後の状況について、電気通信事業者及び我々総務省において、苦情件数の推移や苦情内容の傾向を注視しまして、これらの取組の効果の検証を引き続き行うことが求められるとしております。

さらに、その上で、電気通信事業者の皆様においては、必要に応じてこの取組の改善措置、こちらでサマリーペーパーの作成等を例示してございますが、改善措置を検討するなど、利用者理解の向上に資するような取組工夫を継続的に実施していくことが期待されるとしてございます。

続いて、第2章「頭金」の状況についてです。まず、現状についてヒアリングで確認したところによりますと、MNO各社、頭金に関する表示や代理店の指導マニュアル等について、我々総務省等で行ってきました過去の検討経緯を踏まえまして、おおむね適切に履行していると確認できたところでございました。

ただ、一方で、店舗ごとに端末販売価格が異なるということを利用者が認識していないということによって、気づかないうちに比較的高値で端末を買ってしまっている場合があるといった問題も顕在化しているところでございまして、また、端末販売価格の一部である頭金についても、利用者が誤認する可能性がある不適切な説明をしている代理店というものも見受けられる状況でございまして、課題といたしましては、利用者が端末販売価格、これは一部に頭金を含んでおりますが、この構造を正しく理解するために必要な表示であったり、説明が店頭などで必ずしも十分に行われていない等で、利用者に誤認が生じる状況が続いてしまっていることが課題であると考えられるところでございました。

これを踏まえまして、当検討会としての今後の対応といたしまして、①②③でくくってございます。

まず、①端末販売価格に関する表示についてです。各携帯電話事業者においては、ウェブページでありますとか店頭に掲示するプライスカードや広告などにおいて、端末の価格を表示する際には、割引適用前の端末販売価格やキャンペーンなどの割引適用後の実質負担価格をより明確に表示するよう取り組んでいくことが求められるとしております。

また、我々総務省は、これまでの議論等を踏まえまして、店頭広告などにおいて頭金の額を強調して表示する際に留意すべき点、こちら端末販売価格を必ず明記するといったような考えを改めて示すことが必要であるとしてございます。

さらに、事業者横並びの考え方といたしまして、電気通信サービス向上推進協議会、サ

向協におかれましては、広告表示に関する自主基準及びガイドラインの中に、頭金の表示に関する考え方を新たに規定することを検討することが求められるとしております。

続いて、消費者向けの②端末販売価格の周知・啓発となります。まず、携帯電話事業者各社におかれましては、店舗ごとに端末販売価格が異なるということを利用者がより確実に認識できるようにするために、各社ウェブページの来店予約のページに掲示するなど、今までよりもより利用者の目の目に留まる場所に掲示することをお願いしたいとしてございます。

また、我々総務省は国民の皆様向けに、店舗ごとに端末販売価格が異なっていることなどについての注意喚起を再度行うことを検討すべきとしております。

また、そうした取組について、③継続的なモニタリングの実施といたしまして、総務省は引き続き利用者アンケートなどの実施を通じて、店舗ごとに販売価格が異なっていることへの利用者の認識を調査することで、事業者の皆様に表示の明確化や周知・啓発の取組の成果を継続的にモニタリングすることが重要であるとまとめてございます。

続きまして、第3章据置型Wi-Fiサービスの現状でございます。こちら現状としまして、ヒアリングで確認をしたところ、MNO各社は販売代理店の指導マニュアルでありましたり、利用者から解約を求められた際の対応などについて、法令に則った対応をしているということが確認されたところでございます。

ただ、特に端末が「実質ゼロ円」であるといったような内容でキャンペーンを行っている場合など、利用者が契約する際に実は高額な端末を買っているのだということを認識しないまま契約してしまっているケースも見受けられるところでございまして、まとめると、課題といたしましては、店頭での表示も含めて契約期間やその条件に関する説明を利用者が契約時に理解できていないと、それが解約時のトラブルへとつながっていることが課題と考えられるところでございました。

そこで、今後の対応（案）としましては、まず、電気通信事業者の皆様におかれては、据置型Wi-Fiサービスについて、店頭での表示を適切にするとともに、契約解除の条件を含む基本事項の説明を利用者のニーズなどを踏まえて適切に実施するよう、販売代理店への指導を徹底する必要があるとした上で、この説明と利用者の理解のギャップについては第1章とも密接に関連するところでございますので、利用者の理解の一層の向上を図る観点からも、第1章でTCAから御報告いただいた取組の一環としても本件に取り組んでいただいて、基本事項の説明の際の工夫など必要な措置を講じていくことが望ましいと

してございます。

さらに、その上で、総務省の消費者保護ルールに関するガイドラインにおいても、解約時に発生する残債等の条件について、契約時に明確に説明することが望ましいといった記述をすることが望ましいとしてまとめてございます。

最後に、第4章報告書2024のフォローアップの項目です。昨年お取りまとめいただいた報告書2024から引き続き状況を注視する必要があると整理された項目を中心に、電話勧誘とオンライン契約関係に分けて事業者の皆様からヒアリングを実施したところでございます。

まず、電話勧誘につきまして、ヒアリングによって、各社から適切な販売代理店の指導や勧誘状況のモニタリングを実施している、そして、電話勧誘の適正性の確保をしているといった回答があったところでございまして、さらに、一部の電気通信事業者においては、高齢者への追加的な対応を実施しているということも確認できたところであります。

また、今回ヒアリングを行っていない、いわゆるアウトサイダーを起因とした苦情申告も一部見受けられるといった回答があったところでございます。

これを踏まえまして、今後の対応（案）としましては、ヒアリングで確認できたとおり、各社いろいろと取り組んでいただいているにもかかわらず、電話勧誘に関して苦情件数が減少していないという現状に鑑みて、電気通信事業者においては引き続き法令遵守等の電話勧誘に関する適正性確保の取組が求められるとしております。

また、我々総務省も引き続き苦情動向を注視していくとともに、不適切な販売を行っていると思われる電気通信事業者あるいは販売代理店への対処を強化していくことが求められるとしております。その結果、苦情が増加してしまう、あるいは高止まりが続くといった状況が続くようであれば、電話勧誘に関しまして追加的規制の導入を検討することが求められるとしてございます。

最後、オンライン契約関係でございます。こちらは昨年10月に消費者保護ルールに関するガイドラインを改正いたしまして、オンライン契約をする際の最終確認画面の設置やダークパターンへの対応といった内容の記述を盛り込んだところでございました。これについても各社ヒアリングを行ったところ、MNO/MVNO各社において、おおむね適切に実施をしていることが確認できたところでございます。

また、契約書面の電子交付の優先勧奨を一部事業者で開始をしているところですが、これに関する苦情動向はほとんど変化はない、電子交付そのものに関する苦情はほとんど発

生していないとの回答が得られたところでございます。これを踏まえまして、今後の対応としましては、電気通信事業者において対応を継続していただくとともに、我々総務省において継続してモニタリングを実施することが望ましいとしております。

以上が今期のトピック4つに関するまとめでございます。

次のページ、6ページ目は直近の開催状況ということでまとめてございます。

報告書（案）の概要については以上でございます。一部繰り返しとなりますが、報告書（案）の本体自体は資料1－1で作成しておりますので、その報告書の参考資料としてこれまでの会合資料を参考資料1としてまとめているところでございます。併せて御覧いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。

なお、議事につきまして、本日欠席の構成員の方々からのコメントが届いておりますので、事務局から読み上げていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【前田消費者契約適正化推進室課長補佐】 ありがとうございます。本日御欠席の木村先生からコメントをいただいておりますので、事務局が代読させていただきます。

本日は都合により欠席しますので、書面にてコメントさせていただきます。提供条件説明に関する利用者理解の向上については、T C A宣言の着実な実施とともに、契約書面の再提示でとどまらず、利用者の理解を促す分かりやすいサマリーペーパーの作成に取り組んでいただくことを望みます。

T C Aが必要事項などのサンプルを作成し、それを基に各事業者が工夫して作成するなどの取組で利用者理解の向上が進み、苦情が減少することを期待します。

携帯電話端末販売における頭金については、利用者には一般的な頭金との区別が難しいことから、誤解を招かないように、名称の変更などのさらなる対応を望みます。

また、端末の価格表示については、消費者に分かりやすく総支払い額を明確に表示することが必要です。そして、解約時に発生する残債等の条件については、据置型W i - F i サービスとともに、契約時に明確に表示するなどの工夫で利用者の誤認を防ぐ工夫をお願いします。

契約手続のD Xについては、引き続き必要に応じてオンラインとオフラインの併用を適宜対応していただきたいと思います。

また、オンラインでの手続については、契約だけではなく、解約も含めての検討が求め

られます。そのためには自分の契約内容が確認できることが必要であり、マイページの役割がさらに重要になってきます。契約の最終確認画面がマイページで保存されて、確認できるなど、マイページの充実や最終確認画面表示内容について、利用者視点での見直しを今後も続けていただきたいと思います。

今後の検討課題として、実際に各社端末やホームページについて、事業者からのヒアリングと併せて、利用者視点での操作のしやすさの検証調査を行うことも必要になってくると思います。

また、契約内容の複雑さが利用者の理解不足や苦情につながっていることから、利用者が分かりやすい簡潔な契約内容、料金体系の検討をしていただきたいと思います。

契約時に利用者にとって不必要なアプリやサブスクなどの契約がなくなり、解約忘れや複雑な解約方法による苦情がなくなることを望みます。

引き続き、消費者が安全安心して利用できる通信環境の構築に向けての対応に取り組んでいただくことを関係者の皆様に期待いたします。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと存じます。御発言、御意見のある方はチャット欄にて御合図いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、北さん、どうぞ御発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。今の木村構成員の発言とかぶっておりますが、私から2点コメントしたいと思います。

1点目は、提供条件説明に関する利用者理解の向上について、私が以前から申し上げてきたことの繰り返しにはなりますが、通信事業者さんはサマリーペーパーの作成について足並みをそろえる必要はありませんので、できる社から御対応をお願いしたいと思います。消費者のみならず、現場のスタッフ、クルーたちも求めていますので、よろしくお願いいたします。ぜひ分かりやすさを競い合っていただきたいと思います。

2点目が頭金でございます。頭金に関する議論の過程で、多くの構成員から頭金という名称を変更すべきという意見が出されましたが、今回は見送りとなりました。

先日、代理店さんたちと意見交換する場がありまして、頭金の問題について話をしたところ、皆さん異口同音に「名称を変えればいいのに」とおっしゃっておりました。本件も特にキャリアさんが足並みをそろえる必要はございませんので、店頭支払金など、消費者

に誤解を与えない名称に変更するなどの取組をぜひ御検討いただきたいと思います。以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。ほかに御発言を御希望の方いらっしゃいますでしょうか。近藤さんからよろしくお願いします。

【近藤構成員】 近藤はたまたま今週、機種変更の契約をまろもろいたしまして、まさに解約と契約のほぼほぼ半日ぐらい使って、代理店の方とやり取りをして、とてもお店の対応はすばらしくて、本当にいろいろなものは様々に改善されていると思いますが、この契約の内容とか契約書については、先ほど木村さんがおっしゃっておられましたけど、もう少し分かりやすいように再考していただけるとありがたいなと思います。

確かに確認しなければいけないことがたくさんあることも分かりますが、もう少し表示の仕方とか、自分がどういう契約内容なのかということが分かりやすくなるような表現というのに、T C Aの方と御相談しながら、できれば視力、記憶力にあまり自信のない高齢者のユーザーが増えていることもございますので、そのあたりをもう少し改善していただけるように御配慮いただけるようなことを希望したいと思います。分かりやすさの向上ということをもう一度お願いしたいと思います。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは、続きまして石田さん、御発言よろしくをお願いします。

【石田構成員】 石田です。よろしくお願いいたします。

私も提供条件の説明に関する利用者理解の向上のところですけども、T C Aさんの検討結果のところ、利用者用途について既にヒアリングを実施しているということでした。そもそもヒアリングを実施していても、利用者の利用者用途を考えたヒアリングでないのではないかなというような意見もあったことから、ここは新たに利用用途を踏まえた対応の向上に関する宣言というところが強調されるべきところかなと思っています。本当に利用者の用途を考えたヒアリングを行っていただきたいと思いますので、ここを強調していただきたいと思います。

それと、頭金の問題については、現状と課題のところ、最後のところの矢印に利用者が端末販売価格（頭金を含む）と、このように書かれたので、総額ということなのかなということが分かるかなと思いますが、支払い総額を分かりやすくする、比較検討できるようにするという事だと思います。

あと、最後のオンライン契約関係ですけども、オンライン契約の最終確認画面、ダー

クパターンのことについては、皆さんおおむね適切に実施されているということですが、契約が進んでいるということは、解約もオンラインでの解約が進んでいくと思いますので、こちらのほうもモニタリングで解約についても調査をしていく必要があるのではないかと思っています。

以上です。よろしくお願いいたします。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは続きまして、森さん、よろしくお願いします。

【森構成員】 森です。御説明ありがとうございました。取りまとめをしていただいてありがとうございました。

私も以前から申し上げていることの繰り返しになりますけれども、第1章、提供条件の説明、それから第3章の据置型Wi-Fiのところにも関係します。要は、提供条件説明の際に利用者理解の向上ということで、いろんな説明上の工夫をしていただくということは今後ぜひともやっていただいて、宣言に基づいてお進めいただきたいと思いますが、私はそれはある程度限界のあることではないかと思っておりまして、というのも、いろいろ工夫をしても、そもそもの提供条件自体が分かりにくいと、消費者の理解力の限界といますか、認知力の限界によって、結局のところちゃんと説明はされたけれども、中身は分からなかった、十分には理解できなかった、そういうことがしばしば生じてくるんだろうなというふうに思います。

それは据置型Wi-Fiのところも、実際にこれどういう契約条件なのかというのを、自分で買うつもりで見ていただくと、非常に難しいということが分かるかと思います。ですので、説明の工夫というよりは、提供条件自体のシンプル化ということに着目していく必要があるのではないかと思っています。

これは一方において、各事業者さんの間の競争の関係で、それでいいのかという話にはなりますので、シンプルになればなるほど競争しにくくなってくるのかなとは思いますが、ある程度やむを得ない、今回やってみて効果がなければ仕方がないだろうと思います。そういう方向に舵を切っていくしかないだろうと思います。

今の民法の定型約款は、基本的には書いてあればよいということになっていて、有効性が認められないというところが非常に限定的にしか規定されていないんですね。それはどうしてそういう経緯になったのかということは、ちょっと私には分かりませんが、定型約款は読んでなくても有効にしなければならないという部分は当然あります。例えば

支払い方法とか、そういうものは決まっているとおりやっていたかないと、たくさんの人を相手にするわけですから大変なわけですし、当然、一方で、そういう要請というのはあります。

しかしながら、他方で、誰も読んでいないのに有効とか、そういう問題というのはありまして、いろんなところで定型約款の有効性、同意の有効性、利用規約の有効性というところは問題になっているわけですし、今のところ、今の民法からすると、あまり御心配をいただく必要というのはないのかもしれませんが、こういう人口の多くが使うようなサービスにおいて提供条件が難しいということになると、これはこのままでいいのだろうかという話になってくるのではないかと思います。

実際に、特にデータ保護とかプライバシーの世界では、長い利用規約が無効であるという意見が非常に活発になっていまして、これは海外、アメリカ等の意見を反映したものなわけですが、利用提供条件自体、契約のパッケージ自体についての分かりやすさというのが早晚問題になってくるかと思しますので、まずは説明方法の工夫ということかと思えますけれども、その先に提供条件自体の分かりやすさという問題点があるということについては申し上げておきまして、次年度以降の検討につなげていけたらと思っております。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。契約論から見て非常に有益な議論を展開していただきました。これはまた後ほど次回以降のほうで議論していただきたいと思います。

それでは、中央大学の西村さん、どうぞ御発言よろしくお願いします。

【西村構成員】 中央大学の西村でございます。丁寧に今回の議論を全てまとめていただきまして、まずは事務局の皆様方に御礼を申し上げます。その上で、非常に雑駁それから抽象的なコメントになるかと思いますが、発言をさせていただければと思っております。

今回、第1章での改善措置、それから第2章での頭金に関する今後の取組などの提言というのが行われております。そのほか、今までのこの市場あるいは業界における慣行の見直しといったようなものもこれから議論もされてくるでしょうし、今回、様々な事業者が取組を開始されるかと思えます。そのときに、利用者の動き、それから理解の変化の影響といったようなものもぜひ考慮いただければと思っております。

先ほど複数のもちろん構成員の方から、名称変更でありますとか、改善措置の逐次実施ということがあったかと思いますが、これを各社足並みをそろえる、そろえないというのも、これは後の消費者に対する、あるいは利用者に対する影響というものも出てくるかと思

いますので、もちろんやってみるという手法は大事ではございますけれども、少しその後の利用者の変化の可能性等、これもどのように考慮していけばいいかという方法論もございますと思いますので、それも併せて考慮していただければと思っております。以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。続きまして、長田さん、どうぞ御発言お願いします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。委員の皆様、鋭い指摘をされていらっしゃると思います。

私自身はこういう消費者保護のところずっと取り組んでまいりまして、ずっと同じことを結局は申し上げたまま、なかなか変わっていないというのが正直な感想です。提供条件の説明に対する、利用者にどこまで理解してもらっているのかということについても、長い間議論してきましたけれども、なかなか、これはいいねのところまで全社が行っているわけではないというのはとても残念ですし、頭金の問題も、このところから始まってずっと指摘をしてきておりますけれども、解決はしていないとのことでして、ぜひ本当に、今、西村先生から足並みをそろえるというところについての、そろえなくてもいいというところの御心配の御意見もありましたけれども、いずれにしろ思い切り本当に自分たちが変わらなければいけないというところは事業者の皆さんに御理解いただいて、そして、それを総務省には後ろから押していただくというところが、本当に本気での変化が必要ではないかなって今は思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいなと思っております。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。ほかに御発言御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

今、皆さんから出された御意見、これまでの議論について、長田さんがまとめたように、これまで繰り返し議論されてきたけれども、なかなか長足の進歩を遂げたとはまだはいかないんじゃないかという、なかなかシビアな意見が出ましたが、私もそれに若干同意するところがございます。この問題は一朝一夕に解決する問題ではないというふうにも思っておりますので、事業者の皆さんの地道なといいますか、その場に合わせた改善努力を期待したいと思います。

利用条件についての理解向上ですけれども、これ北さんがおっしゃったように、サマリーペーパーを作るということは非常に有益なことであります。いろんな分野で消費者に理

解を求めるときに、補助資料を用いた説明というのは非常に有用だということがいろんな領域で言われております。特に専門知識が必要な領域においてはそうであると言われておりますので、TCAさんのこれまでの努力を買っておりますが、さらなる努力をしていたきたいと同時に、各事業者のアイデアもしっかりと生かしていただきたいと思っております。

そして、それとの絡みで、それだけ難しい問題を電話勧誘で片づけて契約を結ぶというのは、私は論理矛盾じゃないかなと思っております。電話勧誘は非常に便利ですが、こういう契約形態でふさわしいのかというのはいま一度考えておく必要があるんじゃないかなと思っております。これは皆さんの御議論の尻馬に乗っての私のコメントでございます。

ほかに特に御発言がなければ、意見交換はこれで閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、意見交換の時間はこれで終わらせていただきます。皆様の御議論を伺っておりますと、報告書（案）には格別の修正をいろいろ入れてほしいということはなく、この辺をもう少し強調してほしいとか、もう少し詳しく述べるチャンスがあれば述べてほしいということでございますので、パブリックコメントにかけた後に改めてその辺は事務局と私とで検討してまいりたいと思います。

そのような手順で事務局にはパブリックコメントなどの対応に必要な手続に進んでいかどうかということを皆様に御判断いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。報告書、これを基盤としてパブリックコメント等に移ってよろしいということで、まとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【新美主査】 それでは、そのような形でパブリックコメント等に移りたいと思います。構成員の皆様におかれましては非常に熱心な、そして、それぞれの知見を基に的を射た議論をしていただきまして大変ありがとうございました。これにて、この報告書については（案）を取らせていただいて、次の段階に進めさせていただきます。

それでは、本日の議事は以上とさせていただきます。